

# 平成24年度滋賀県環境審議会(総会) 会議概要

- 1 開催日時 平成24年(2012年)6月6日(水) 13時30分～15時00分
- 2 開催場所 コラボしが21 3階大会議室(大津市打出浜2-1)
- 3 出席委員 生駒委員、上田委員、占部委員、岡田委員、小栗委員(丹治代理人)、小畑委員、笠原委員、上総委員(小山下代理人)、金子委員、河瀬委員、菊池委員、桑野委員、高坂委員、作見委員、薩摩委員、芝原委員、清水委員、辻村委員、徳丸委員(須藤代理人)、鳥塚委員、中委員、長尾委員(丸山代理人)、西田(咲)委員、西田(佐)委員、西野委員、濱崎委員、藤井委員、藤澤委員、本多委員、松井委員、松山委員、森澤委員、谷内委員、山川委員(以上34名)
- 4 会長、副会長の選出
- 5 議事
  - (1) 滋賀県環境審議会議事運営要領の改正について
  - (2) 所属部会の指名について
  - (3) 1,4-ジオキサンに係る排水基準のあり方について(諮問)
  - (4) 滋賀県環境影響評価条例の改正について(諮問)
  - (5) 環境審議会各部会の活動概要について(報告)

## <配付資料>

- 資料1 滋賀県環境審議会委員名簿
- 資料2 滋賀県環境審議会条例、滋賀県環境審議会議事運営要領
- 資料3 滋賀県環境審議会議事運営要領改正案
- 資料4 各部会の活動概要

## <その他配布資料>

- ・琵琶湖ハンドブック改訂版
- ・滋賀の環境2011(平成23年版環境白書)
- ・第三次滋賀県環境総合計画(概要版および本編)
- ・滋賀県環境学習推進計画(第2次)(概要版および本編)
- ・滋賀県低炭素社会づくり推進計画(概要版および本編)

- ・ 第6期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画
- ・ 琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク 21 計画)＜第2期改定版＞（概要版および本編）
- ・ 近畿経済産業局提供資料
- ・ 滋賀県環境審議会委員名簿(各委員の部会割)
- ・ 1,4-ジオキサンに係る排水基準のあり方について（諮問）
- ・ 滋賀県環境影響評価条例の改正について（諮問）

## 6 概要

### （1）会長、副会長の選出について

滋賀県環境審議会条例第4条第2項の規定に従い、審議会委員の互選により、審議会の会長、副会長を選任。

その結果、会長に森澤委員、副会長に占部委員が選任されました。

以降、会議の議長については、滋賀県環境審議会条例第5条第2項の規定に基づき、森澤会長により議事が進行されました。

### （2）滋賀県環境審議会議事運営要領の改正について

会長：

まず、一つ目の議題である「滋賀県環境審議会議事運営要領の改正について」事務局より説明願います。

事務局：

（滋賀県環境審議会議事運営要領の改正について、事務局より説明【資料3】）

会長：

ただ今ご説明のありました「琵琶湖総合保全部会」を、議事運営要領第4条第1項で規定する常設の部会とする案が示されましたが、いかがでしょうか。

委員：

（異議なし）

会長：

異議がないようですので、議事運営要領を案のとおり改正し、「琵琶湖総合保全部会」を常設部会として設置することとします。

### （3）所属部会の指名について

会長：

それでは二つ目の議題に入ります。二つ目の議題は、所属部会の指名につ

いてであります、この件について事務局より説明をお願いします。

事務局：

(所属部会の指名の考え方について説明【資料2】)

会長：

ただ今説明のありましたとおり、部会については会長の私が指名することですので、部会割のため、5分程度お時間をいただきたいと思います。

(会長、副会長、部会割りのため一時退席)

会長：

それでは再開いたします。部会割がまとまりましたので、事務局より部会割案を配布してください。

(事務局：指名表配布)【その他配布資料】

会長：

委員の専門等を考慮してお配りした表のとおり指名させていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

#### (4) 諮問(2件)について

会長：

次の議題に移らせていただきます。

本日付で、当審議会に対し、2件諮問する旨、知事より申し入れがありましたので、事務局より御説明願います。

(事務局：指名表配布)

事務局：

(2件の諮問文を朗読、説明)【その他配布資料】

1. 「1.4-ジオキサンに係る排水基準のあり方について」
2. 「滋賀県環境影響評価条例の改正について」

会長：

諮問につきましては、要領第5条の規定に基づき、会長の私が適当とする部会に付議することとなっております。

従いまして、1つ目の「1.4-ジオキサンに係る排水基準のあり方について」は、公共用水域の水質保全に関する事項ですので、水・土壌・大気部会で審

議いただくこととします。

2つ目の「滋賀県環境影響評価条例の改正について」は、環境の保全に係るものですが、各部会のどこにも属さない事項ですので、環境企画部会で審議いただくこととします。両部会の委員の皆様、よろしくお願いいたします。

なお、この2件の詳細につきましては、両部会において、改めて事務局より説明いただきますようお願いします。

#### (5) 各部会の活動概要について

会長：

次に、報告事項としまして、「環境審議会各部会の活動概要について」事務局よりご報告願います。

事務局：

(各部会担当課から順番に説明)【資料4】

- ・総会・環境企画部会（環境政策課）・・・【資料4-1】
- ・温暖化対策部会（温暖化対策課）・・・【資料4-2】
- ・水・土壌・大気部会（琵琶湖政策課）・・・【資料4-3】
- ・廃棄物部会（循環社会推進課）・・・【資料4-4】
- ・自然環境部会（自然環境保全課）・・・【資料4-5】
- ・温泉部会（生活衛生課）・・・【資料4-6】
- ・琵琶湖総合保全部会（琵琶湖政策課）・・・【資料4-7】

会長：

すべての報告事項を通して、ご意見やご質問はございますか。

委員：

(意見なし)

会長：

それでは本日の議事はすべて終了しました。皆様には円滑な議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。